

午後 3 時 10 分開議

## 亀山 彰 委員 の 質 疑 及 び 答 弁

**瘡師委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀山委員。あなたの持ち時間は60分であります。

**亀山委員** お疲れさまです。自由民主党富山県議会議員会の亀山です。当会派の議員としての質問は5年ぶりとなります。本日の最終質問者となります。よろしくお願いいたします。

まず、地域防災力の強化について2問伺います。

県は女性消防団員の活動を財政支援していますが、女性防火クラブは対象外になっており、立山町では町が単独で支援をしています。女性防火クラブは炊き出しの訓練に参加するなど、地域防災活動を積極的に行っており、県も積極的に支援すべきではないでしょうか。

地域防災力の向上に重要な役割を果たしている女性防火クラブの活動に対して、県が財政支援をすべきではないでしょうか。中林危機管理局長にお伺いいたします。

**中林危機管理局長** 女性防火クラブは、家庭での火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火・防災意識の高揚等を目的とした組織であり、県内では、本年4月1日時点で48クラブ、1万3,617人の方々が地域防災力向上のため活動されています。

女性防火クラブの活動に対する県の支援としては、財政支援は行っていないものの、全クラブが加盟する富山県女性防火クラブ連絡協議会の活動に対し、総会の開催、記念講演の実施に向けた講師の選定や連絡調整、施設見学研修会の企画、県消防学校一日体験入校の開催の準備を行うなど、様々な人的支援を行っております。

一方で、委員御指摘のとおり、女性消防団員には、県の消防団活動活性化事業補助金の一部を活用し、財政支援を行ってお

ります。女性防火クラブは補助対象としていませんが、女性防火クラブには、高齢者宅訪問や住宅用火災警報器の設置促進などに積極的に取り組んでいただいていることなどから、女性防火クラブを単独で財政支援している市町村や、富山県女性防火クラブ連絡協議会の意向も確認の上、今後の対応を検討してみたいと考えております。

**亀山委員** 今の答弁を聞いていますと、ちょっと光が当たるのではないかなど、張りが出るのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

次に、女性消防団員が所属する分団並びに方面団などは県内に28団体あり、女性分団のみで組織する消防分団のない県内の市町村は、入善町、魚津市、上市町、立山町のみとなっています。

女性による防災活動のさらなる推進と女性消防団員の地位向上を図るため、県内全ての市町村で女性消防団員のみによる消防分団を組織することが重要と考えます。団員数にもよりますが、どうでしょうか。新田知事にお伺いいたします。

**新田知事** 消防組織法において「消防団の組織は市町村の規則で決める」と規定されていまして、女性消防団員が所属する組織についても、各地域の実情に合わせて、同様に市町村において定められると承知しております。県内10市町で既に女性消防団員のみ消防分団が組織されています。

これらの組織を構成する県内の女性消防団員は、本年4月1日現在で459人となっており、10年前に比べて22人増加しています。女性の視点からの幼児防火教室での防火啓発活動や独り暮らし高齢者の家庭防火訪問、住宅用火災報知器の設置促進など、幅広く御尽力いただいております、その活躍を心強く思っております。

県においては、これまで女性消防団員の活動内容の充実や活

性を図るため、県消防団活動活性化事業補助金により、市町村が実施する女性消防団の活動服や装備品に対して助成するほか、県下の女性消防団員で組織する県女性消防団員連絡協議会が実施する研修会や消防団PRグッズの製作に対しても助成しています。

委員御指摘の女性消防団員のみ消防分団を組織することは、団員の士気向上や活動の活性化も期待でき、ひいては団員確保や住民の方々の防火防災意識の向上につながるのではないかと考えられ、市町村などから相談があれば、地域の実情もお聞きしながら、適切な助言を行うなど支援をしてまいりたいと思います。

**亀山委員** 女性消防団員が大会で司会、裏方仕事をしているのはもったいないような気がするものですから、地位向上を図ってほしいと思います。

次の質問に入ります。立山地域の観光振興について3問お伺いいたします。

立山黒部貫光株式会社が、新しいロープウエーの整備を断念したとありましたが、立山町としては諦めてはいません。特に夏山シーズンや観光シーズンは、利用者による長い待機列が発生しています。特に下山時、室堂では予約がないものですから、下山の時間も観光者というのは不規則なものですから、そういうことが実際に起きております。

運行能力の限界が懸念されますが、観光客の安全かつ円滑な輸送を確保するためのケーブルカー増設や、快適・安全に登山するための登山道整備を検討してはどうでしょうか。

今年例年に比べ積雪量が多く、称名滝滝開き安全祈願祭が行われた後も、滝つぼを間近に見ることできる滝見台園地までの除雪作業や落石などの安全確認に時間がかかり、開通が遅れました。元生活環境文化部長は「絶対に落石はない」という表

現を使われましたが、もちろん安全対策重視です。

立山黒部貫光株式会社によりますと、今後はケーブルカーの車両更新により対応していく方針を発表されました。県としてどのような支援策やインフラ整備を検討しているのでしょうか。宮崎観光推進局長に伺います。

**宮崎観光推進局長** 全線開通から50年以上が経過する立山黒部アルペンルートが国内外から選ばれ続ける観光地であるために、県としては、これまでも利用者が安全で快適に立山エリアを満喫していただけるよう、登山道や案内看板の改修、山岳診療所の診療環境の整備等を進めてきましたほか、立山ケーブルカーの耐用性等の調査やウェブ予約システムの改修など、立山黒部貫光株式会社が行う取組に支援してまいりました。

令和3年度から5年度にかけて同社が実施しましたその耐用性等の調査の結果、緊急的に対応すべき箇所はなく、対策及び対策計画の策定で対応可能との総合評価が出されましたこと、また、ウェブ予約システムの浸透などによりまして待ち時間が解消されてきていること、さらに搬器、いわゆる客車部分の更新による乗車定員の増加とバリアフリー対応が検討されていることなどから、県としましては、今後のケーブルカーの再整備によって、観光客の安全かつ円滑な輸送が確保されていくものと考えております。

今後の再整備につきましては、同社が主体となり計画的に実施されるものと考えておりますが、県としても、比較的観光客が落ち着く6月や9月の魅力を創出することによる入り込みの底上げ・平準化を進めることなどを通して、より収益を上げていただき、持続可能な立山黒部アルペンルートとなりますよう引き続き連携して取り組んでまいります。

**亀山委員** 「ケーブルカー増設」という言葉を入れさせていただきました。今、要するに、更新だけではそのうち限界が来るとい

うことがあるものですから、もしもロープウエーができないのであれば、ケーブルカーをもう一本別に架けるという表現で私は質問させていただきました。

それと、登山道整備にも触れたのですが、これは八郎坂からは通行止めになっております。歩いて登山を楽しまれる方もいらっしゃると思いますので、立山町も検討しており、協力し合えるのではないかと思います。

そして、マラニックですか、上まで行く、あれにもここを利用しておりました。そういう関係もあるものですから、この整備はどのような状態で、この後どうなっていくかということも、もしも分かれば聞かせていただきたいと思います。

**宮崎観光推進局長** そこにつきましては、関係部局とまた相談してまいりたいと思います。

**亀山委員** 今度またよろしくお願いいいたします。

立山町は、町管理駐車場を有料化する方針を打ち出しており、これにより、一定の利用抑制効果や駐車場回転率の向上が期待される一方で、立山駅に近く、現在も無料で開放されている県管理駐車場に車両が長時間駐車される傾向が見られ、繁忙期には観光客が駐車スペースを確保できないなどの影響が懸念されております。

同一エリア内で立山町と県が異なる運用方法となることで不均衡が生じることを危惧する意見も出ています。

一方のみが無料であることの整合性の整理や駐車可能時間の導入、双方の駐車場への案内体制の充実など、県として何らかの対応を検討すべきではないでしょうか。

特に夏山シーズンや連休などには多くの登山客や観光客が立山地域を訪れることから、駐車場の利用環境を公平、効率的に整備することは、観光満足度の向上や地域の交通円滑化にもつながる重要な課題と考えます。

また、7月1日には立山夏山開きが予定されており、姉妹都市の方々をはじめ、多くの訪問者を迎えるに当たっても、こうした施設整備や案内体制の充実は大きな意義を持つと考えます。

立山駅周辺の県管理駐車場について、その利用実態を踏まえ、有料化の検討を含め、長時間利用への対策にどのように取り組んでいくのか、新田知事にお伺いいたします。

**新田知事** 立山駅の周辺には、県が管理する駐車場1か所、立山町が管理する駐車場4か所、そして立山黒部貫光などが管理する駐車場が2か所、合計7か所、約1,100台分の駐車スペースが現在無料で提供されていますが、紅葉シーズンなど利用のピーク時には満車となり、県管理駐車場では枠外駐車などの迷惑駐車も確認されたことがあります。

そのため、令和5年度に県管理駐車場において自動ゲートを設置し、台数管理を行っております。現在では枠外駐車は確認されておらず、自動ゲートが一定の効果があったと認識しています。

御質問にもありましたが、立山町では、町管理駐車場4か所のうち駅に最も近い駐車場1か所で、8月をめどに協力金制度を導入される方針と伺っています。その際、御指摘のありました同じ駅前の駐車場で有料、無料の違いがあることについての利用者への案内は必要であると考えており、町や立山黒部貫光とともに周知などに努めてまいります。

なお、今後の県管理駐車場の管理については、町や地元自治振興会、地権者などの意見もお聞きした上で、長時間利用への対策も含めてどのような管理が地域の活性化、それから観光客の皆さんの利便性の向上に資するか検討していきたいと考えています。その際は、御質問にもありました県の駐車場の有料化についても導入の適否を検討していきたいと考えます。

**亀山委員** 確かに有料化することに関しては賛否両論があります。

一概には言えませんが、駐車される方のモラルが大分低下してきていると。これを何とかしない限りは、有料化に踏み切らないとどうにもならないのかなということでも質問させていただきました。

次に、県では立山博物館を中核とした文化観光拠点計画を策定し、立山エリアの高付加価値化を図る様々な事業を展開しており、計画期間は令和9年度までとなっています。立山博物館と県内観光地を組み合わせた広域的モデルコースの作成やインバウンド対応も必要となると思いますが、黒部宇奈月キャニオンルート一般開放の延期などの影響で、変化も出てきています。計画の実現に向けて、実施体制や財源の面で課題はないのでしょうか。

デジタル化、多言語化や文化的価値の発信などの取組を今後とも継続するとともに、これまでの進捗と今後の達成見通しはどうでしょうか。竹内生活環境文化部長にお伺いします。

**竹内生活環境文化部長** 令和5年9月に国から認定を受けました立山博物館を中核としました文化観光拠点計画では、来館者数や満足度などの数値目標を設定しております。例えば、来館者数は令和4年度の約6万5,000人、これが当時の実績だったわけですが、中間年である令和7年度、今年度でございますが、8万人、最終年度の令和9年度は9万人を目標とするということになっております。

この目標を達成するため、博物館では、展示解説の刷新や多言語化、日本三霊山の魅力を発信する特別企画展の開催、多言語ウェブサイトであります「オンライン立山博物館」を開設などしております。

また、周辺エリアでは、立山黒部アルペンルート内のホテルや山荘でのサテライト展示や立山駅、室堂駅のデジタルサイネージによるPR動画での情報発信、また、計画の共同申請者で

あります民間事業者が、立山信仰など歴史・文化体験と登山やマウンテンバイクを組み合わせた多彩な体験ツアーを企画・実施されております。

こうした取組もありまして、令和6年度の来館者数は約7万2,000人とおおむね順調に増加しているのではないかと考えております。また、これまでの取組に加えまして、博物館では、多言語化に対応した音声ガイドの導入や無料Wi-Fi環境の拡大など、インバウンドの受入れ環境の向上も含めた機能強化を今後図ることとしております。

さらに、周辺エリアでは、多様な観光ニーズにも応えられるよう、立山エリアを核とした県内の周遊観光を促進する取組も進めることとしております。具体的には、県内文化施設周遊バスツアーの造成を支援しましたり、県観光案内サイトへの周遊モデルコースの掲載といった情報発信に取り組んでいるところでございます。

地元立山町や関係団体、観光事業者をはじめとした民間事業者の皆さんと連携して、本計画を着実に推進することで、国庫補助金等の財源もしっかり確保し、立山地域が国内外の皆様から選ばれる観光地となるよう取り組んでまいります。

**亀山委員** 私の質問の中で「広域的モデルコース」という表現を使わせていただきました。どこからどこまでへの周遊観光バス運行や案内提示が今現在されていますかということをお聞きしたいと思います。

**竹内生活環境文化部長** お答えしました周遊バスツアー、これは県内文化施設の周遊バスツアーでございますので、例えばでございますが、県美術館と県立山博物館といった形での周遊ツアー、こういったものが今、バスツアーの造成事業として支援されております。

また、もう一つお答えいたしました周遊モデルコースの県観



光案内サイトへの掲載につきましては、これはテーマが決まっております。立山信仰といったテーマでございまして、立山博物館の場合は両方とも立山信仰がテーマとなっておりますけれども、立山信仰の世界を感じる立山登拝道のモデルコース、また、修験の道を辿る立山信仰の世界といった形で、周辺の上市町等を含んだモデルコースの案内を情報発信しているところでございます。

**亀山委員** 情報発信をしているところでありまして、実際にこの周遊バス運行というのは業者任せということなのかな。

**竹内生活環境文化部長** 民間事業者でつくられるツアーに対して支援をしております。補助金を出しております。

**亀山委員** よろしくお願ひいたします。

問3です。県立高校の選択肢の多様化について4問伺います。

県では14年後を見据えた高校再編に取り組んでおられますが、今年度の入試では、倍率が1倍を下回る事態を未然に防ぐことができたと考えます。

同様に、来年度に向けた編成についても、今から検討を進める必要があります。特に工業高校の入試の在り方や学科構成の方針が示されており、それに基づく対応が求められます。

さて、立山町からは、雄山高校を富山ブロックに編入してほしいとの県への要望があります。富山学区からの生徒さんが多いからであります。

現在、県内の家政科系学科は、県東部の桜井高校、県西部の氷見高校、そして県の中ほどに位置する雄山高校の3校に設置されています。富山市周辺からの通学を考えると、雄山高校の立地は大変大きな利点であります。

保育士の県内の有効求人倍率は3.6倍であります。保育士の確保が喫緊の課題となっています。雄山高校の保育士養成機関としての魅力を高めることにより、高校卒業後の進路、進学・就

職の選択肢が広がるだけでなく、地域に根づいた取組、そしてキャリア教育の一環としても有効ではないでしょうか。

保育士不足の解消に向けて、雄山高校の生活文化科で実施する保育に関するカリキュラムの充実、見直しを行ってはどうか。広島教育長にお伺いいたします。

**広島教育長** まず、雄山高校の紹介からさせていただければと思います。

雄山高校の生活文化科ですけれども、家庭に関する専門学科ということで、在学中に家庭生活に係る家族・家庭、衣食住、消費や環境などの幅広い専門知識、また技術を身につけさせ、卒業後さらに専門性の高い教育機関への進学、それで保育士や調理師、介護福祉士やファッションデザイナーなど、生活産業のスペシャリストとして地域に貢献できる生徒の育成を目指しているという状況です。

同校のカリキュラムは、進学、就職を含めまして、生徒の多様な進路選択に対応するため、生活産業基礎やファッション造形基礎、フードデザインなど幅広い科目を選ぶ中で、各自が興味・関心を持った分野について研究テーマを設定し、調査研究できるよう組まれております。また、学科全体で取り組む文化祭におけるファッションショーや地域でのボランティア活動、家庭科に関する検定取得にも積極的に取り組んでおります。

保育に関してですけれども、専門教科家庭の中で、学習指導要領に示されている2つの科目、保育基礎と保育実践、このカリキュラムを既に中に取り入れてございます。

委員から御提案のありました保育に関するカリキュラムの充実、これはおっしゃるとおり社会のニーズに沿ったものになるかと思えます。保育士を目指す生徒がさらに充実感を得られますよう、この科目の単位数を増やすことなど、そうした工夫について、これは雄山高校をはじめ、専門家庭科を設置する学校

全体で研究を進めて、そして時代の変化やニーズに対応して、保育士などを通して地域に貢献できる人材というものを育成できるよう努めてまいりたいと考えております。

**亀山委員** これについては、校長とお話しさせていただきました、保育士を養成するほうの分野が少し物足りないということだと思いますけれども、校長から必要と求められた質問をさせていただきました。

次に入ります。

普通科と職業科の割合、普職比率は、普通科が将来の職業を決めかねている生徒の受け皿になっている側面もあることも考慮して検討するべきと考えるがどうか。社会が即戦力を求めているという点は大事ですが、普通科は将来の職業はじっくり考えたいという生徒の思いをカバーしている側面もあります。広島教育長にお伺いいたします。

**広島教育長** 令和7年度の県立高校募集定員の普職比率ですが、普通科系学科が63.8%、職業系専門学科が36.2%という状況でございます。

令和4年度に実施されました総合教育会議においては、普職比率につきまして、「中学生の志願動向や進路希望なども踏まえ、現在の比率を目安とし、柔軟な取扱いも検討する」、「今後の高校再編で多様なニーズを踏まえ、高校、学科の在り方を検討する」などの方向性が示されました。また、昨年度のワークショップなどにおきましては、高校で学びながら進路を考えたいという生徒が多く、普通科のニーズは高いという意見もございました。

これらを踏まえまして、新時代とやまハイスクール構想基本方針では、普通科系学科について、将来を見据えた多様な教育ニーズに対応できるよう、標準的なスタンダードのほか、スポーツや芸術文化活動など専門科目を学びます未来創造などなど、

6つの教育内容を盛り込んでおります。今後、具体的な高校づくりの中で議論をしていくことになろうかと思えます。

また、今後の募集定員の設定、学級編制におきましては、公私比率の設定がなくなったことなども踏まえまして、生徒のニーズにより着目した形で、各校の学科ごとの募集定員を検討するという事。また、こうした中でも、私立高校には少ない職業系専門学科における定員の在り方を検討すること、いろいろ新たな方法を考えていきたいところでございます。

職業系専門学科から進学する生徒が増えている現状なども踏まえまして、今後の学科構成について検討してまいります。

**亀山委員** 中学卒業、まだまだ15歳は考え方もまとまっていないと。そういう段階での進路選択ということになるものですから。ここでちょっと調べていたら出てきた、某中学講座の資料があります。

その中で、倍率の高い、富山県内の普通科の高校上位10校で出てくるのは、雄山高校がトップで、2番目が富山南高校、3番目が高岡南高校と続いております。そういう関係もあるものから、一概に3年前、編制ですったもんだあったと言ったら怒られますが、そういうもめごとがあったということは、普通科に対する偏見というか。さきの質問でも言いましたが、在り方というか編成の仕方を変えますと言いますが、普職比率の割合を変えない限り、常に富山工業高校以外は定員割れを起こしている、これが現状です。実際に、例えば30人学級が3つあって、90人であるものであれば80人にしていくとか、そういう形でも取らない限り、要するに1倍に戻ることはないのではないかと、私は少し危惧する次第であります。

これは答弁はいいですから、次に行きます。

普通科を受験する生徒も、職業科を受験する生徒も、入学選抜では同じ学力検査を受検しています。その高校に入学したい

志願者に、併願を認めて第2志望の選択肢を認めることで定員割れの防止につながると思いますが、同一高校内での普通科と職業科が併設されている場合、併願を認めてはどうでしょうか。廣島教育長にお伺いします。

**廣島教育長** 県立高等学校の一般入学選抜では、普通科と職業系専門学科の両方の学科を設置する高等学校においては、他の学科を第2順位として併願することはできないという状況にしております。これは、普通科は5教科を中心とした学習が多く、主に進学を目指す生徒が多く希望する学科、一方、職業系専門学科は、将来の仕事に役立つ資格の取得を目指し、専門的知識、技術・技能を身につけたい生徒が多く希望する学科など、生徒に対する教育内容が大きく異なっているということを踏まえたものでございます。

また、同一高校の第1次選抜において普通科と職業系専門学科の併願を認めた場合に、例えば普通科を不合格になられた受験生が第2順位で職業系専門学科に合格すれば、本来、職業系専門学科で学びたいと志願された受験生が不合格になってしまう可能性があること等を考慮したものでございます。

一方で、委員から先ほど御指摘のとおり、定員割れもしている県立高校があるという状況でございます。入試制度は受験の実態などを見ながら改善していくべき性格があると認識しています。

また、こうした中、国においては公立高校における併願制の検討も進めるとされたところです。

新時代とやまハイスクール構想の検討におきましても、入試制度の見直しというものが一つのテーマになっております。こうしたことも踏まえまして、今後、先ほどの国の動きも注視しながら、生徒が学びたい学校を選択できるような入試制度となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

**亀山委員** 確か、政府がいう高校の併願は別の高校という表現だと思えます。私の言いたいのはそうではなくて、今、その高校に入学したいという方にとってはどうなのかということです。例えば富山中部高校、富山高校もそうですけれども、探究学科と普通科で第2志望チェックの欄がありますか。ないでしょう。ないと思えます。もしなければ、普通科と職業科のチェック欄を設けて、そこにチェックした人だけ、もしも点数が上であれば入っていただくと。チェックは、普通科に行きたいが、職業科には行きたくないという人はそこにチェックを入れない。逆の言い方をすると、職業科で定員を超えて普通科で穴が開いていた場合、チェックを入れていたら普通科に入ってもらおうと。同じ試験を受けているものですから、それも可ではないかということをお私言っているんです。どうでしょうか。

**瘡師委員長** 答弁を求めますか。

**亀山委員** 答弁を求めます。

**広島教育長** 答弁では繰り返しになるかと思いますが、同一高校で職業科と普通科が併存しているところで、今の現状の制度としては併願を認めないということにしている。その理由というのは、両者に対する教育の内容が基本違うからというスタンスに立っているということでございます。そこにおいて、今委員が言われた、どちらでもいいから行きたいというようなこと、そういう方がどの程度おられるかというのはまた置いておく話になるかと思えますけれども、それは今、私どもとしては考えていないという状況でございます。

**亀山委員** ありがとうございますと言いたいのか、これから考えていただきたいと言いたいのか、ちょっと分かりませんが、これからよろしく検討していただきたいということでもあります。

次に入ります。寺口委員の質問にもございましたけど、多くの退学者が出ている高校の現状にも目を向ける必要があります。

編入学の判断に当たっては、学力以外にも要件が設けられていますが、画一的に対応するのではなく、高校になじめず退学した生徒の学習の機会を確保するため、定員に余裕がある高校については編入学を柔軟に認める仕組みも必要ではないでしょうか。編入先の県立高校に在学する者と同等以上の学力があると認められる場合には、元の高校で取得した単位を認め、それをもって編入可能とすべきではないでしょうか。広島教育長にお伺いします。

**広島教育長** これも現状の制度ということになるかと思えますけれども、県教育委員会では、県立高校全日制への入学の機会については、入学者選抜において原則1度に限り公平に与えるということを原則としています。編入学は、生徒に2度、学校を選択する機会を与えるとみられます。多くの受験生が志望校に合格するために大変な思いをされているということも踏まえますと、受験生などに不公平感を生じさせることがないよう、相当の理由がある場合にのみ編入学を認めているというのが現状です。

具体的には、定員に余裕があるか否かにかかわらず、全日制高校では、一家転住またはこれに準ずる特別な事情があるという場合に編入学を認めております。なお、これは、結果として、第2志望の高校に取りあえず入学しておいて、その後、第1志望の高校へ編入するといったようなことも防いでいるということになっております。

一方で、定時制高校や通信制高校への編入学につきましては、そのような要件がなく、再び学びたいという若者に対し学習の機会を保障するため、校長の判断で受験を認めているということです。また、編入学が許可された場合は、退学した前の学校で取得した単位を認定していますほか、少人数教育によるきめ細かい指導や、興味や進路希望に応じて時間割を決めるな

ど、生徒が自分のペースで学べる環境を整えています。

県教育委員会としては、学校選択の機会の公平性を基本に、学ぶ意欲のある若者の学習機会の確保に努めているということをお理解いただければと存じます。

**亀山委員** 変な言い方ですが、1年生から2年生に進級時、2年生から3年生に進級時、それぞれ多くの進路変更というか退学者が出ています。救済措置がどうしても必要ではないかなと。

今の意見だと、最初は第2希望のところを受けたが、編入して第1希望のところ、極端なことを言えば、雄山高校を受けて入っていたけど、物足りんから富山東高校へ行きたい、これはちょっと、そんな方はおいでになりませんよ。富山東高校に穴が開いている場合に限る。私はこういうことを言っているんですよ。

そういうこともあるものですから、例えば某高校のことを言いましたが、3年生が全て卒業されたのか、退学者が出たのかも教えてもらえませんでした。実際に某高校でという表現を使いますと、1年生から2年生に上がる段階でもう7人減っていると。2年生から3年生になる段階でまたその学年も、別の学年ですよ、7人減っていると。こういう状態が続くということは、逆の言い方をしたら、入学した高校になじめなかったから、私の隣町の高校に編入学するのも認められないということになるのですか。お聞きします。

**広島教育長** 退学された方の編入ということかと思えます。

例えば定員割れで編入も可とするというようなことなのかもしれませんが、高校の選択を誤ったと考え、入学選抜を一から受け直された生徒もこれまでおられると思います。そうした方への説明というような部分も制度的にはあるかと思えます。そういったこともあるので、先ほどお答えしましたが、この入学というのは、全日制におきましては、原則1度と整理して、



再度改めて受験いただくということまでは制限はしていない状況でございます。一方で、定時制、通信制については学ぶ機会を保障しているというのが今の現状でございます。

**亀山委員** 時間がないものですから、次に進ませていただきます。

生徒に寄り添う高等支援学校の実現について6問伺います。

富山県立富山高等支援学校と高岡高等支援学校では、知的障害が比較的軽い生徒を対象に、就労支援を目的とした教育が行われています。この両校では、基本的に自立通学ができる方が対象となっていると聞きますが、中には通学時間が片道90分の生徒もいると聞いています。

日本大学の研究チームが令和4年に高校生を対象に実施した調査によると、通学時間が1時間以上かかる生徒は30分未満の生徒に比べ、抑鬱症状が出るリスクは1.6倍、不安症状が出るリスクは1.5倍ほど高い傾向にあるとのことであり、これは非常に気がかりです。両校に通う生徒の通学時間をどのように把握し、長い時間をかけて通学している生徒に対し、何らかの支援を行っているのか、廣島教育長にお伺いいたします。

**廣島教育長** 富山・高岡の両高等支援学校は、軽度知的障害のある生徒の職業的・社会的自立、企業等での就業において必要となる知識・技能・態度等の基礎を習得するとともに、広く社会生活に必要な能力を育てることを目標としまして、県の東西に1校、平成25年度に北陸初の高等特別支援学校として、旧大沢野工業高校と旧二上工業高校の跡地に設置したものでございます。

軽度知的障害のある生徒が対象でございますことから、中学校からの進学者がほとんどで、ほぼ全ての市町村から通学しており、最寄りの駅まで保護者の送迎等の支援も受けながら、ほとんどの生徒の皆さんが公共交通機関等を利用しておられます。

両校では、通学指導や自然災害等の緊急事態に生徒の安全を確保できますよう、年度初めに通学の経路、所要時間等を調査

しておりまして、委員からご指摘がございましたが、片道90分以上かけて通学されている生徒さんが約4分の1となっています。

学校では、教員が生徒の健康状態の把握に努めまして、心身の不調を見逃さないようにするとともに、十分な睡眠を取るなどの生活指導を行っておりまして、これまでには、通学時間が長いと学習活動に支障が出ているという報告はないところでございます。

**亀山委員** 次に入ります。

県内には今言った高等支援学校が2校ございます。長い時間かけて通学している生徒の負担を軽減するため、校舎の移転や分校の設置などを今後検討する考えはあるのでしょうか。広島教育長にお伺いします。

**広島教育長** 今ほど申し上げましたが、通学時間が長いことを理由に学校生活に支障を来しているという報告は今のところないところです。ただ、今後、通学事情の変化や長い通学時間が生徒にとって過度な負担となっていないか注視していく必要があるかと思えます。

高等特別支援学校を含めまして、特別支援学校を将来どのような形にしていくかということは、本県での生徒のニーズ、志願者数の変化に応じて、他県の状況も参考に考えていく必要があるかと思えます。

一方で、現在、将来を見据え、全日制の県立高校の再構築も検討しているところです。その検討状況や、そして交通の利便性というものも踏まえまして、高等支援学校の校舎の移転や分校の設置等についても今後研究していく必要があると考えます。

**亀山委員** 交通の便がいいところに立地していただければ、もう最高だと思えます。

3番目に行きます。

1 コマ50分の授業時間は、知的障害のある生徒にとって大きな負担になっているのではないのでしょうか。特に今も言っている通学時間が長い生徒は、通常の授業時間を含め、ストレスや疲労が蓄積している可能性があります。

高等支援学校は全日制と同様の校時で授業を実施していますが、生徒一人一人の特性に応じた柔軟な授業時間や休憩時間の設定を検討する必要があると思いますが、広島教育長に伺います。

**広島教育長** 現在、高等支援学校では、特別支援学校の高等部と同様、授業時間を1コマ50分、授業間の休憩時間を5分から10分、昼食休憩時間を40から45分に設定しています。

1クラス最大8名の生徒が在籍しておりまして、一人一人の生徒への指導、支援に関しましては、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、全教員間で共有し、生徒の実態に応じた対応をしております。

生徒の中には、自分の思いや体調を適切に伝えることが苦手な生徒もいますことから、実際の50分の授業中に適宜声かけをして体調管理を行い、授業中であっても必要に応じて休憩を取るなど、生徒の特性に応じた配慮を行いつつ柔軟に対応しながら、必要な各教科・科目等の履修に努めているという状況でございます。

**亀山委員** 柔軟に対応していただきたいと、そのとおりであります。

4番目に入ります。

高等支援学校では、これまでの就職率や進学率だけでなく、就職後の定着状況も分析した上で、課題の整理や就労支援の方法を見直しながら取り組んでいくことが重要であります。

卒業後の一般企業への就職を前提に教育を行っており、生徒一人一人の特性や希望に沿った職場で働けるよう企業とマッチングを行うことが重要と考えますが、これまでの成果と課題を

踏まえ、どのように取り組んでいくのか、広島教育長にお伺いします。

**広島教育長** 両高等支援学校は、卒業後の一般就労など、職業的・社会的自立に向けた支援を重視する特別支援学校でございます。

県教育委員会では、多様な業務開拓、就職先の開拓に加えまして、生徒の障害特性を熟知しております特別支援学校教員OBを特別支援学校地域就労支援アドバイザーとして各高等支援学校に配置しまして、生徒に応じた就労に関する助言などを一貫して行い、生徒の就職率及び定着率の向上に努めております。

また、学校と企業が一体となって就労支援に取り組みますため、「特別支援学校就労応援団とやま」を令和2年度に結成しております。本日現在で167の企業が登録され、就業体験の受入れや雇用促進に御協力いただいております。

こうしたことによりまして、両校の一般就労の割合は、初めて卒業生を送り出しました平成27年度以降、平均で約85%となっております。また、一般企業に就職した者の3年間の職場定着率は平均約80%という状況でございます。

一方で、こうした中でも、やはり近年は、軽度の知的障害に加えまして、自閉症を併せ持つ生徒の障害の多様化などによりまして、個々の実態に応じた最適な職業を見つけることの困難性が増しております。生徒の特性に応じた職場の開拓、そして職場定着のためには、生徒へのより充実した支援と企業の理解促進が重要になります。

今後、学校、また専門家の意見、そして企業とも連携いたしまして、個に応じたキャリア教育、また就労支援の充実を図り、生徒一人一人の特性や希望に沿った職場で働けるよう支援してまいります。

**亀山委員** 生徒がなじめて職場に溶け込むようお願いしたいということではありますが、企業とのマッチングの段階で、例えば1つ

決まったから次は紹介しないではなくて、2つ目を希望するか、どれが本当にマッチングしているかということのために、複数のところを紹介してマッチングを図るということはしておられるのですか。

**広島教育長** 今、そこまで現状、現場がどうなっているかということとは把握しておりませんが、先ほど申しましたアドバイザーも置いておりますので、今ほどの委員の御意見も伝えて、就職のあっせんが充実したものとなるよう図っていきたいと思います。

**亀山委員** それでは、次に入らせていただきます。ちょっとこういう方もおられるだろうなという質問になります。

高等支援学校と全日制高校の職業科、両方とも就職を目指すという点では共通しており、違いが見えにくいという声も聞いています。

しかし、学習内容や就労支援にどのような違いがあり、支援が必要な生徒が全日制高校の職業科に進んだ場合は、どのようにサポートしているのか、広島教育長にお伺いします。

**広島教育長** 少し制度について御説明させていただきます。

学校教育法に基づきまして、全日制高等学校は、当然、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とされ、高等学校学習指導要領で学習内容が定められています。

一方、高等支援学校は、高等部の特別支援学校として、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とするということで、特別支援学校学習指導要領という別のものに基づいて学習内容が定められています。

そういう条件の下、県立高校に在籍する特別な支援が必要な生徒への学習支援についてですが、面談やカウンセリングを通して必要な支援を講じるとともに、中学校段階の内容をや

り直す「学び直し」等により学力を担保しています。また、就労支援につきましては、校内で支援チームをつくり、キャリア教育アドバイザーや関係機関等と連携して就労につなげております。

一方で、高等支援学校の生徒については、共通教科や専門教科について具体的・実践的な作業活動を通して学ぶ作業学習という授業を週2日程度設定するほか、年3回の就業体験を1年時から計画的に実施するなど、生徒の働く意欲を培い、卒業後の職業生活の基盤となる力を養っていくというところでございます。

**亀山委員** 実際に小学校や中学校でも、普通学級に進めたいという保護者の方がおられます。同じことが起こり得るんだらうなど。そういうことで、全日制高校に進まれた場合、この学び直しをされるということは、県立高校の中で行われるということなんではないでしょうか。

**広島教育長** これは各高校のそれぞれの取組ということですが、実際にそれぞれの高校においては、生徒の学習の進捗度などを見て個別に対応されるという例があるところです。

**瘡師委員長** 亀山委員、持ち時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

**亀山委員** 特別支援学校高等部を希望する生徒が、経済的な事情で進学を諦めることがないよう、保護者への配慮や支援制度の周知が必要と考えますが、高等支援学校では、どのような考え方でどの程度の費用負担を保護者へ求めているのでしょうか。広島教育長にお伺いします。

**広島教育長** 県立の高等支援学校、これは授業料は無償でございます。また、授業で使用するテキスト等の教材や職場見学など校外学習の経費など、生徒が個人として使用する物品や教育活動に必要な経費は、原則保護者負担となっております。

この保護者負担につきましては、障害のある児童・生徒の就学の特殊事情に鑑みまして、その世帯の経済的負担能力の程度に応じて特別支援教育就学奨励費を給付して、個別の状況を見て負担軽減を行っているという状況です。

こちらのことにつきましては、オープンハイスクールなどにおきまして、この支援制度について説明し、また保護者等からの問合せにも対応しております。また、今後は中学校等へも直接周知するなど、家庭の経済状況によって生徒の学びが左右されないよう努めてまいります。

**亀山委員** これで質問を終わります。

**瘡師委員長** 亀山委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

なお、6月24日の予算特別委員会は、午前10時から開会いたしますので、定刻までに御参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時10分散会